長期レンタル約款（12ヶ月超）

このたびは、テクノレント株式会社のレンタル物件をご利用いただき、有難く厚くお礼申し上げます。
お客様（以下甲という）はテクノレント株式会社（以下乙という）のレンタル物件のご利用に際し、下記約款条項についてご了承いただくものといたします。

◆約款条項◆

総則

第１条　本レンタル約款は甲と乙との間の、期間 12 ケ月超の賃貸借契約（以下レンタル契約という）について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合は、以下の条文の規定を適用します。

レンタル物件

第２条　乙は甲に対し、レンタル契約書（以下契約書という）記載のレンタル物件（以下本物件という）をレンタル約款に基づいてレンタル（賃貸）し、甲はこれを賃借します。

レンタル期間

第３条　レンタル期間は契約書記載の期間とし、本物件を甲にお届け（以下引渡しという）した翌日をレンタル開始日とし、乙に返却した日を終了日とします。

レンタル料金

第４条　乙は乙所定のレンタル料金、運送諸掛費、その他の費用など、契約書記載の料金を甲に請求し、甲はこれをレンタル開始日に乙に支払うものとします。但し、乙が事前に了承した場合、支払い条件について別に定める方法によることができます。

延長レンタル

第５条　レンタル期間満了の 1 ケ月前迄に甲から期間延長の申し出があったときは、乙は別段の事由がない限り、この延長を承諾するものとし、この間のレンタル料金は乙所定の延長レンタル料金を適用します。以降繰り返し延長するときも同様とします。

保証金

第６条　甲は乙の請求がある場合、本物件借用の担保として保証金を乙に差し入れ、乙はこれをレンタル料、若しくは本物件代金の弁済に任意に充当できるものとします。但し当該保証金には利息をつけません。

本物件の引渡し

第７条
①乙は本物件を原則として乙の指定の倉庫において引渡し、甲指定の場所までの運送手配は乙が行ない、その費用は甲が負担するものとします。尚、甲は乙から本物件の引渡しを受け次第、直ちに検査点検を行なうものとします。
②本物件引渡し日より２日以内（乙の営業日）に甲より乙に書面で通知がない場合、本物件が契約書記載通り納入され、且つ正常な性能を具備しているものとみなし、正規に引渡しが行なわれたことといたします。

担保責任

第８条　乙は本物件の正常な稼働、若しくは正常な性能の具備のみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保責任は負いません。尚、甲が本物件の使用、設置、保管によって生じた事故の被害、または第三者に与えた損害については乙は甲に対し一切の責任を負いません。

本物件の使用保管

第９条　甲は本物件を使用管理するにあたり、取扱説明書等の記載事項、及びその指示事項を遵守し、使用時間、使用方法等について善良な管理者の注意をもって使用し、保管するものとします。この使用保管に伴う消耗品、校正及び修理等の諸費用は甲の負担とします。尚、本物件は日本国内での使用を原則とし、乙は本物件の確認点検を何時でも行なえるものとします。

乙の承認を必要とする行為

第 10 条　甲は事前に書面により乙の承諾を得なければ下記の行為はできません。
①本物件を日本国外へ持ち出すこと。
但し、乙の承認を得た場合、甲と乙の間で別途安全保障輸出管理に係わる覚書を締結するものとします。
また、この場合第 14 条は適用されないものとし、別途甲乙協議のうえ必要な保険を甲の費用により付保するものとします。
②本物件を引渡し時契約書記載の設置場所以外に移動すること。
③本物件上に表示した乙の所有権を明示する標識を取り外すこと。
④甲の賃借権を譲渡し、または本物件を第三者に賃貸する行為を行なうこと。

本物件の譲渡等の禁止

第 11 条　甲は本物件を第三者に譲渡し、または質権、抵当権、及び譲渡担保権その他一切の権利を設定できません。

ソフトウェア複製の禁止

第 12 条　本物件の全部、または一部を構成するソフトウェア製品に関し、第三者への譲渡、使用権設置、複製、変更、または改作は一切できません。

本物件の滅失、毀損

第 13 条　本物件の返却までに生じた商品の滅失、毀損（原因のいかんを問わない）、または返却不能事態に対する全ての危険を甲が負担し、滅失、毀損した場合甲の費用で代替商品購入代金相当額、または修理若しくは修理代金相当額を乙に支払うものとします。但し、滅失、または毀損した本物件に対し、第 14 条に規定する損害保険金が乙に支払われた場合、その金額の限度において、甲は支払義務を免れます。

損害保険

第 14 条　乙は本物件に対し動産総合保険を付保します。本物件に保険事故が発生した場合、甲は直ちにその旨を乙に通知すると共に保険金受取に必要な手続きに協力するものとします。

中途解約

第 15 条　甲は口頭または書面による 1 ケ月以上前の予告により、レンタル期間中にあっても本契約の全部または一部の解約を申し出ることができます。この場合解約日は本物件が乙に返還された日とし、甲は期間変更に伴う乙所定の計算による精算金を直ちに支払うものとします。

解約

第 16 条　乙は本物件に性能の欠陥が生じ本物件の取替えに過大な費用または時間を要する場合、乙はその旨を甲に通知しレンタルの解約をすることができます。この場合、前条に規定する精算金は生じないものとします。

契約の解除及び期限の利益の喪失

第 17 条　甲に下記各号の事由が発生したときは、乙は甲に対し何らの通知、催告をしないでレンタル契約を解除できるものとします。この場合、甲は直ちに本物件を乙に返還するとともに、レンタル契約に基づき甲が乙に支払うべき一切の債務につき期限の利益を喪失し甲は直ちに現金により全額を乙に支払うものとします。また、乙は何らの催告を要せず甲乙間の債権債務につき相殺できるものとします。
①甲がレンタル契約の各条項のいずれかに違反したとき。
②甲がレンタル料の支払を一回でも遅滞したとき。
③甲が支払停止の状態に陥り、不渡手形を発生させたとき。
④甲が破産、会社整理、会社更生手続及び民事再生手続等の倒産処理手続（本契約締結後に改定若しくは制定されたものを含む）の申立原因を生じ、またはこれらの申立を受け、若しくはこれらの申立をしたとき。
⑤甲が仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受け、または申立をしたとき。
⑥甲が解散したとき。
⑦甲の業態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
⑧甲が監督官庁よりその営業許可の取消を受け、または営業を停止若しくは廃止したとき。
なお、上記③～⑧の事態発生のとき、甲は直ちにその旨を乙に通知するものとします。
また、前項による契約解除により乙に損害が生じたときは、甲は直ちに賠償の責に任ずるものとします。

本物件の返還

第 18 条　第 17 条に規定する契約の解除を生じたとき、乙から本物件の返還の請求があったとき、若しくはレンタル期間が満了したとき、甲は直ちに乙指定の場所に下記の通り本物件を返還するものとします。
①甲は本物件の原状を保証し、異なる場合はその修理費用等を負担する。
②甲は本物件の返還に伴う費用を負担する。
③甲が本物件の返還を遅延したときは、甲はレンタル期限の終了翌日から返還完了までの期間の乙所定遅延損害金を乙に支払う。

本物件の電子的情報（以下データという）の消去

第 19 条　甲が本物件使用中に記録したデータは、甲の責任と費用負担によりそのデータを消去し本物件を乙に返還するものとします。万一、甲又は甲が記録した第三者のデータが漏洩したとしても、乙は一切の責任を負わないものとします。

遅延利息

第 20 条　甲が本約款に基づく債務の履行を延滞した場合、甲はその完済に至るまでの年 14.6%の遅延利息を乙に支払うものとします。

不可効力

第 21 条　乙の責に帰すことのできない事由による本約款条項の履行遅延、または履行不能については、乙は何らの責をも負いません。

管轄裁判所の合意

第 22 条　甲、及び乙は、本約款に関するすべての訴訟については、東京地方裁判所とすることに合意します。

特約条項

第 23 条　レンタル契約について、別途書面により特約した場合は、その特約はレンタル契約と一体となり、レンタル契約を補完及び修正するものとします。